

事業主の皆さんへ

一村一雇用おこし支援事業のご案内

新規開業・新事業展開等により、地域づくりに 貢献する事業に取り組む事業主の皆さんを応援します！

■事業費の2分の1を助成します！

■1人雇うと30万円助成します！

支給を受けることができる事業者

●雇用保険法の適用事業を行う次の法人・個人等であること。

中小企業者 中小企業団体 NPO法人
その他地域づくりに資する団体

ただし、直近の6カ月間、従業員を事業主の都合により解雇していないこと

●市町村から推薦と支援を受けて、地域づくりに資する次の事業を行うこと。

新規開業・新事業展開等により取り組む、市町村の基本構想又は独自に策定・公表している地域づくり計画等の推進に寄与する事業

●市町村の人口規模に応じて、次の数の常用の従業員を新たに雇い入れること。

3万人以上の市町村 3人以上、3万人未満の市町村 2人以上

人口1万人未満の市町村については、特例として、雇用人数2人以上のうち常用が1人でも認められる場合があります。

常用の従業員とは、雇用保険の一般被保険者又は短時間被保険者となる従業員です。

一般被保険者 : 1週間の所定労働時間30時間以上
短時間被保険者 : 1週間の所定労働時間20時間以上30時間未満

助成額

事業費の助成

事業を実施するために必要となる設備投資資金、運転資金、試験研究費・開発費を助成します。

助成率2分の1以内 250万円限度

雇い入れ(賃金)の助成

事業を実施するために新たに雇い入れた常用の従業員の賃金を助成します。(人数制限なし)

一般被保険者30万円/人

短時間被保険者10万円/人

応募のしかた

事業計画書の作成・提出

新規開業・新事業展開等により、新たな雇用を創出する事業が対象です。すでに新規開業等に取り組んでいる事業者も、雇用の時期により対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

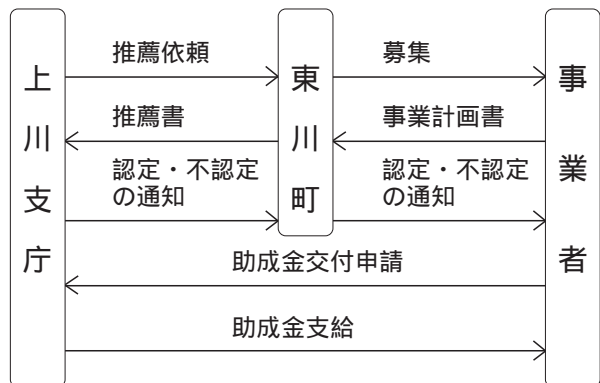
対象となる事業を行う場合は、事前に町に相談してください。

町の推薦と支援が得られる場合、町を経由して事業計画書を知事に提出し、認定を受けて下さい。

(事業計画書の用紙は町及び支庁に備えてあります)

支給申請

認定を受けた事業計画を実施するために、新たに雇い入れた常用の従業員を3カ月以上継続雇用した日以降に、事業費及び賃金の支給を申請することができます。



事業計画書提出期限

平成18年10月20日(金)

お問い合わせ

東川町産業振興課商工係 ☎82-2111(内線131)

上川支庁商工労働観光課雇用対策係 ☎46-5939

北海道の関連ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/neo-kotai/okosi/okositop>